

最高裁秘書第784号

令和6年3月28日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和6年3月21日に答申（令和5年度（情）答申第44号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和5年度（情）諮問第24号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和5年7月24日（令和5年度（情）諮詢第24号）

答申日：令和6年3月21日（令和5年度（情）答申第44号）

件名：名古屋地方裁判所における夜間休日の当番を失念した裁判官の氏名が書いたある文書等の不開示判断に関する件

答申書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書の開示の申出に対し、名古屋地方裁判所長が、別紙記載1の申出について、対象文書を特定した上で、不開示情報に相当するとしてその全部を不開示とした判断（以下「原判断1」という。）及び別紙記載2の申出について、同申出に係る文書は、司法行政文書の開示手続の対象とならないとして不開示とした判断（以下「原判断2」といい、原判断1と併せて「原判断」という。）は、いずれも妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、名古屋地方裁判所長が令和5年6月5日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

別紙記載1の申出に係る文書の全部が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号及び6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である。

別紙記載2の申出に係る文書につき、事務局や訟廷において司法行政目的での取得がないかどうかが不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 名古屋地方裁判所は、別紙記載1の開示申出について対象文書を特定した

が、当該文書には、裁判官の氏名等が記載されており、これらは法5条1号に定める個人識別情報に相当し、同号ただし書イからハまでに相当する事情もない。また、対象文書の性質及び内容を踏まえると、標題を含めて対象文書に記載されている情報は、全体として、公にすることにより裁判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当し、法5条6号に定める不開示情報に相当する。

2 次に、別紙記載2の文書は、申出内容から、裁判官が勾留の裁判に係る事務を行う際に参考にするための文書であり、専ら裁判事務のために用いるものとして裁判部において管理している裁判事務に関する文書であると考えられるところ、裁判事務に関する文書は、司法行政文書開示手続の対象にはならない。

この点に関して、苦情申出人は、当該文書について、司法行政目的での取得がないか不明である旨主張しているが、名古屋地方裁判所の事務局や訟廷事務室において、当該文書を司法行政目的で作成し、又は取得した事実はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年7月24日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和6年2月16日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年3月15日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 原判断1について

別紙記載1の申出に係る文書（以下「本件対象文書」という。）を見分した結果によれば、本件対象文書には、特定の裁判官の氏名等が記載されているものと認められ、これらは法5条1号に定める個人識別情報に相当し、同号ただし書イからハまでに相当する事情もない。

また、本件対象文書の記載内容及び作成の目的等に照らすと、本件対象文書

に記載されている情報は、標題を含めて全体として公にすることにより裁判所の司法行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当し、法5条6号に定める不開示情報に相当する。

2 原判断2について

取扱要綱によれば、司法行政文書の開示手続の対象となる司法行政文書は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものである。また、司法行政文書には、裁判事務に関する文書は含まれず、裁判事務に関する文書には、事件記録や事件書類（事件に関する書類で記録から分離されたもの）に限られず、専ら裁判事務のために用いるものとして作成し、又は取得した文書で、裁判所の裁判部において管理しているものが含まれると解される（平成27年度（情）答申第5号参照）。

別紙記載2の申出に係る文書は、申出内容から、裁判官が勾留の裁判に係る事務を行う際に参考にするための文書であり、専ら裁判事務のために用いるものとして裁判部において管理している裁判事務に関する文書であると考えられるという最高裁判所事務総長の説明内容に特段不合理な点はなく、同文書は司法行政文書開示手続の対象とはならない。

これに対し、苦情申出人は、別紙記載2の申出に係る文書につき、事務局や訟廷において司法行政目的での取得がないかどうかが不明であると主張するが、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、名古屋地方裁判所の事務局や訟廷事務室において、当該文書を司法行政目的で作成し、又は取得した事実はないものと認められた。

3 以上のとおり、原判断1については、本件対象文書に記載された情報は、法5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められ、原判断2については、別紙記載2の申出に係る文書は司法行政文書開示手続の対象とはならないと認められるから、いずれも妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口正人

委員長 戸田雅子

別紙

- 1 夜間休日の当番を失念した裁判官の氏名が書いてある文書（令和元年度以降のもの）
- 2 日直裁判官執務室に備え付けられている、勾留ノウハウ（最新版）